

災害レジリエンス強化資金 《制度融資》

県内既存施設において、防災・減災に資する設備投資を行う場合に利用できます。

| 項目 | 内容 |
|----------------|--|
| 対象業種 | 製造業、物流・流通業、産業支援サービス業 |
| 融資対象 | 建物(改修)、附属設備、構築物、機械装置等の設備資金 ※建物取得費や生産設備に係る費用は対象外 |
| 限度額 | 5,000万円 |
| 融資利率 (固定金利) | 年1.1%以内 保証協会の保証を付した場合 責任共有制度対象外 年0.7%以内 責任共有制度対象 年0.8%以内 |
| 融資期間 | 7年以内(内据置1年以内) |
| 取扱機関 | 銀行、信用金庫、信用組合、商工中金 ※県外金融機関でも利用可能 |

活用事例

水害対策

- ・ 変電設備（キュービクル）の高所移設
- ・ 止水板や排水設備の設置
- ・ 敷地内調整池等、防災用雨水貯留設備の設置

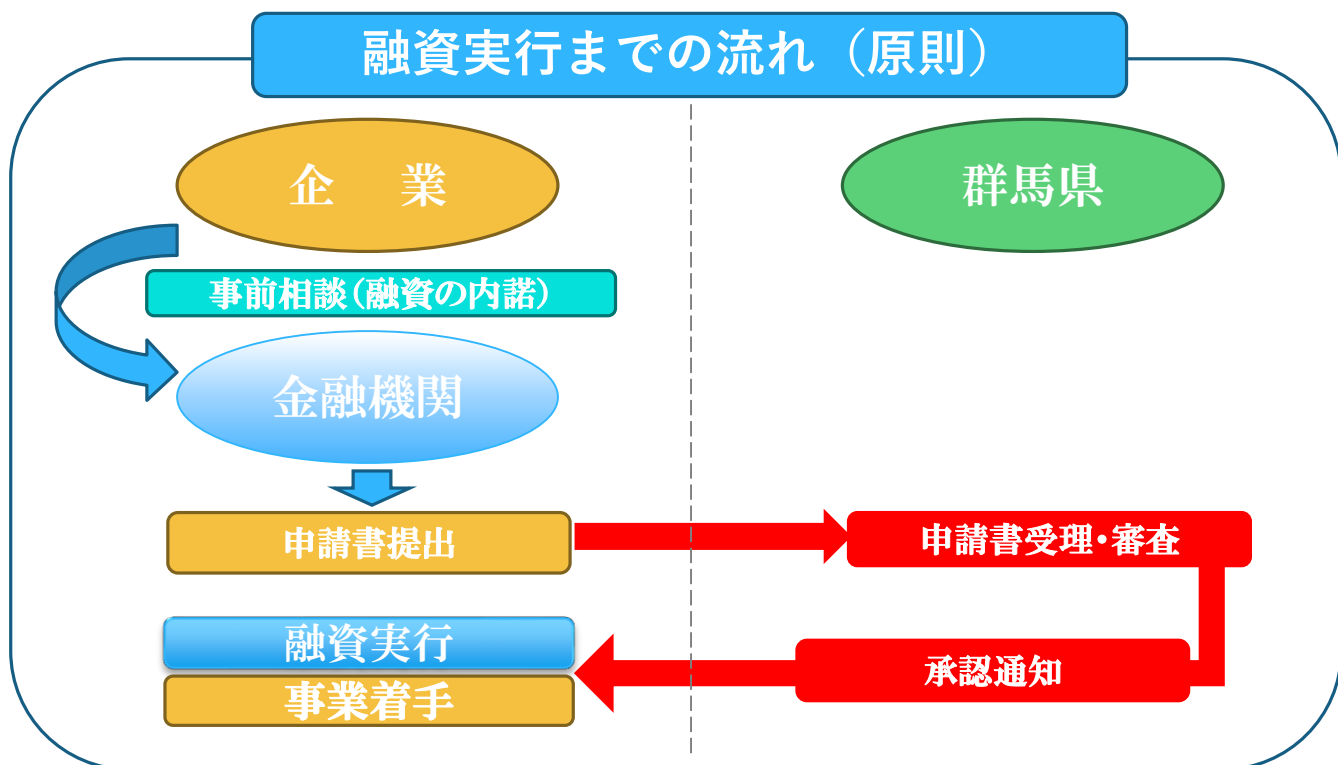
地震対策

- ・ 建物耐震補強
- ・ 免震設備の導入

停電対策

- ・ 非常発電装置の設置
- ・ 落雷対策設備の導入

融資実行までの流れ（原則）



Q&A ※この他、ご不明な点はお問い合わせください。

Q 新たに拠点を設置する場合にも利用できますか？

A 施設を新設する場合は利用できませんが、既存施設を居抜き取得して改修する場合や、取得済既存施設の増改築であれば利用できます。この場合においても、建物取得費用は対象とはなりません。

Q 工事のスケジュール上、県の承認前にやむを得ず請負契約・発注・着工を行う必要がある場合は何か手続きが必要ですか？

A 承認前に着手する場合には、実行前に県へ届出が必要です。なお、事前の届出なく、請負契約・発注・着工を行った場合には、制度の活用はできなくなります。

Q 停電用の非常発電装置の導入と合わせて、対応した生産設備に更新するような場合にも利用できますか？

A 非常発電装置については利用できますが、生産設備は対象外となります。

Q 既存施設と同一の敷地内に、施設を新設するのに合わせて敷地内調整池を設置する場合は利用できますか？

A 既存施設の水害へのリスク低減が図れる計画であれば利用できます。